

学校から職業社会への移行プログラムに関する研究

- カナダ・アルバータ州の高校教育改革 -

学位論文内容の要旨

これまでの高校教育研究では、普通教育と職業教育の両方を提供すること（高校教育の目的の二重性）の意義が確認されてきた。しかし、これは両者を並列的に配置し選択科目として職業教育を提供するという総合制をモデルとするにとどまっていた。高校教育における序列化・競争化の課題は残されたままである。また、教育の職業的意義に着目した研究は、職業教育総論・各論といった職業教育のあり方を示したが、どのようにしてそれらを提供するのかは具体的に示していない。

これに対して、アメリカでは普通教育と職業教育を統一的に提供しようとした STW の取り組みが、90 年代を通じて展開した。これについては、日本の総合制モデルを乗り越えようとするものであるとの評価がなされた。しかし、1990 年代をピークに衰退してきているとの指摘があり、その理由は、必ずしもプログラム自体の欠陥というよりも運用面での課題にあると指摘されている。本研究で取り上げるカナダ・アルバータ州の STW プログラムは、① Career and Life Management(CALM)、② Career and Technology Studies(CTS)、③ オフキャンパス教育の 3 つで構成されており、アメリカの影響を受けながら独自性をもって発展している。本研究では、アルバータ州の事例の検討を通じて、STW プログラムの実現可能性を検討した。

第 1 章では、アルバータ州の STW プログラム開発の前史となる歴史的経緯について取り上げた。1980 年代には、90 年代の STW 改革につながる二つの報告書が州教育省によって提出された。一つは、84 年の報告書「中等教育レビュー」であり、全ての生徒を対象としたキャリア準備のための基礎的なワークスキルの育成を図る取り組みが検討された。二つ目は、89 年の「実業教育レビュー」であり、広く総合的な(broad, general)職業教育の開発が必要であるとの提言を示した。加えて実際の職業社会での体験的な学習の機会を提供するプログラムの開発が提起された。こうして、STW プログラムを構成する 3 つのプログラムの原型がこの 80 年代後半に示された。

第 2 章では、90 年代における STW プログラム成立の経緯について取り上げた。92 年に連邦レベルの NPO 組織であるカナダ会議(Conference Board of Canada: CBOC)は、あらゆる職業に共通な汎用的スキル(generic skill)として、アカデミック、自己管理、チームワークの 3 つのスキルから構成される Employability Skills Profile(ESP)を作成した。ESP は、STW 改革の基本理念に位置づけられ、3 つの STW プログラムを構成する重要な要素となった。

第 3 章では、アルバータ州の高校カリキュラムの全体像と、職業社会への移行パターンを示した。就職、アプレントイスシップ、技術専門学校、カレッジ、4 年制大学といった選択肢は、途中で変更可能なシステムがとられており、いわば「ゆるやかな複線制」と

らえられる。

第4章では、3つのSTWプログラムのうちの①CALMに焦点を当てた。CALMはウェルビーイングの追求を目的として、1988年の高校カリキュラム改訂で必修科目として導入された。90年代のSTW改革の中で、キャリア形成支援分野の強化が図られ、エンプロイヤビリティがウェルビーイングを実現する一つ的手段として位置づいた。このことによって、キャリア形成支援が、スキルの育成という狭い意味での取り組みではなく、健全な個人および市民形成を目指す大きな視野にたつものとなった。

第5章では、職業技術系科目である②CTSを取り上げた。CTSは、選択科目であるが、その履修率は78%にのぼり、就職志望者から大学進学志望者まで幅広い。その学習内容は、アカデミック科目とのつながりを意識し、理論と実践の統合がねらいとされている。CTSのカリキュラムは、モジュールによって構成されている。これによって履修者の拡大が図られていた。また、CTSは、総合的な学習内容と専門的な学習内容の両方の習得をねらいとしており、特定の職業への準備教育ではなく、あらゆる進路志望をもった生徒に対応したプログラムであるといえる。

第6章では、③オフキャンパス教育について検討した。オフキャンパス教育は、その役割の違いから、Work Study、Work Experience(WE)、そしてRegistered Apprenticeship Program(RAP)という3つのプログラムに分類される。Work Studyは、教室での学習の一部として職場での体験的な学習の機会を与えるものである。WEは、比較的長期にわたる職場での体験を通じて、進路探求およびエンプロイヤビリティの育成をねらいとしている。RAPは、トレード分野に必要なスキルをもった人材を育成する役割を担っている。これら3つのプログラムに共通の目的は理論と実践の統合であり、職場での体験的な学習によって、アカデミック科目の学習内容との関連性を認識し、学習意欲を高めたことを示す事例を見ることができた。こうした事例から、職業準備的な役割だけではなく、高校での学習の意味を見いだすことが意図されたプログラムであるといえる。

以上のアルバータ州におけるSTWプログラムの検討から、以下の知見が明らかになった。第一に、アルバータ州における二重性の理念は、職業教育とアカデミック教育の統合という考えに到達している。ここに普通教育と職業教育を並列に並べて選択科目として提供するという総合制を越えた理論を見ることができ、アメリカのSTW改革における統合の概念が、アルバータ州のSTWプログラムの取り組みにおいても確認することができた。

第二に、総合的なスキルと専門的なスキルを育成する職業教育が展開している。このうち、あらゆる職業分野に共通の汎用的なスキルの育成というねらいは、3つのSTWプログラムに共通に含まれていた。狭い職業準備的な職業教育ではなく、総合的なスキルをもって学習することによって、あらゆる生徒に開かれた職業教育の提供が可能となる。

第三に、教育的な視点を有するエンプロイヤビリティを重視しているということである。これについては、企業への適応を強いるものであるとの批判がなされているが、その内容を検討すると、適応主義とは異なり民主的な学習原理にかなう要素を見ることができた。これにより、教育的な視点をもったエンプロイヤビリティが可能であるといえる。

第四に、アルバータ州のSTWプログラムは、アメリカのように衰退せずに拡充されているが、それは、「ゆるやかな複線制」をすすめてきたことによる。オレゴン州のようなトラック制を解体し全ての生徒をパスウェイに当てはめるという取り組みが、必ずしもうまく持続していないという問題を考えると、生徒層にあわせた柔軟なプログラム開発を推進し、確実に実現可能な改革を進めるカナダの実践が、STWプログラムの持続可能性をもたらす根拠としてとらえることができる。

以上より、カナダのSTWプログラムの研究から、STWプログラムの教育的価値が認識され、その実現可能性の根拠を得ることができた。

学位論文審査の要旨

主査 准教授 横井 敏郎
副査 教授 山岸 みどり
副査 准教授 浅川 和幸
副査 准教授 佐藤 浩章 (愛媛大学教育・
学生支援機構)

学位論文題名

学校から職業社会への移行プログラムに関する研究

－カナダ・アルバータ州の高校教育改革－

本論文は、わが国の高校から職業社会・中等後教育への移行システムのあり方の改善について示唆を得るために、カナダ、アルバータ州の高校教育改革における School-to-Work プログラムを実証的に研究したものである。

わが国の戦後教育改革によって導入された単線型学校体系は、一般に機会均等を保障する平等な制度とされている。しかし、戦後教育において生み出されたのは、一元的能力主義といわれる競争的な制度実態であった。学校教育法で高校は普通教育および専門教育を行うものと規定されたが、実際には専門教育を行わない普通高校が大半を占め、専門高校・専門学科は序列の下位に位置づけられるようになった。

この現実に対して、戦後教育学はいわゆる高校三原則の1つである総合制論を対置してきた。しかし、それは1つの学校に普通科と専門学科を併置するだけの提案にとどまり、中等後教育の普及と社会の高学歴化、産業構造および雇用労働の変化などの事態を前にして、それに応じた新しい高校教育像を構築できなかった。その後、専門教育の意義や労働の権利を学ぶ必要性などの指摘もあったが、職業社会への移行を見通した高校教育の制度設計に関する研究は十分には展開されていない。

しかし、1990年代に入り、アメリカとカナダで推進された School-to-Work 改革は、従来のトラッキングシステムを見直し、現代の社会・産業構造にふさわしい新たな総合教育を提起しており、注目すべき内容をもっている。本論文は、このうちカナダのアルバータ州の取り組みについて、現地で資料収集、行政職員・教員インタビュー、生徒アンケート等の調査を行い、その形成過程から政策と理念、導入された制度、実施組織体制、学校現場の実践にわたって包括的に明らかにしようとした。

本論文の意義は以下の点にある。

第1に、わが国の高校職業・キャリア教育研究はもともと低調であり、海外の事例に関してはドイツとアメリカが中心であったが、本論文はカナダを取りあげ、その特徴を明らかにすることで国際比較研究に貢献をしたことである。特に School-to-Work プログラムについては、アメリカに関する先行研究が法制度と一部の事例紹介に留まったのに対して、本論文はカナダのプログラムの全体像を描くことに成功している。

第2に、新たな総合教育モデルの構成原理として、①理論と実践の統合、②汎用的スキルと専門的スキルによる職業教育構成、を提示したことである。前者は普通科専門学科併置型モデルを乗り越え、普通教育と専門教育を統合するための中核的な原理であり、後者は特定職業技能習得型とは異なる現代の雇用労働のあり方に対応した職業教育の構成原理である。

第3に、エンプロイアビリティ・スキルを市民的ライフスキルに位置づけることによって、企業適応主義と異なるキャリア教育の可能性を提示したことである。カナダの School-to-Work プログラムは、学習者の主体性、批判性、労働者の権利擁護からなる民主的学習原理との調和を図ろうとしている。本論文は、エンプロイアビリティ・スキルを教育的に意味づけていく手がかりを提供している。

第4に、アメリカの School-to-Work ムーブメントが衰退していったことを理由に、このプログラムの実現可能性を疑問視する見方に対して、カナダのケースを検討することで、あらためてその展望を示したことである。アメリカでは単一の School-to-Work プログラムを一律に提供しようとしたために生徒の多様な進路との齟齬を来したが、カナダでは多様な進路ニーズに応えられるよう「ゆるやかな複線制」を温存したことがプログラムの継続、発展につながっている。この知見は、両国と同じ単線型学校体系をとるわが国の教育制度のあり方について重要な示唆を与えるものとなっている。

本論文は、カナダの School-to-Work 改革を主に政策・制度レベルで検討したものであり、教育実践レベルでのさらなる検証や、状況的学習論を背景にした work-based learning の理論的経験的研究の成果に学ぶことなど、今後深めるべき作業が残されている。しかし、本論文は総合教育理論の前進を図ることで、今日の学校から雇用への移行の困難の解決に寄与する実践的意義をもち、またデューイの労働と教育の結合理論の現代的展開の可能性を見出そうとする、理論的にも興味深い研究となっている。

以上より、著者は北海道大学博士（教育学）の学位を授与される資格があるものと認める。